

# 中小企業団体の共同施設設置等を応援します！

## 補助の概要

市内の中小企業団体（商店街・市場、工業団地等）が、共同施設や環境改善のための施設（以下、「共同施設等」）を設置する場合、商店街・市場が防火関連設備や省エネ型照明設備を設置する場合、木造市場の出店者団体が防火関連設備を設置する場合に、設置費用の一部を補助します。

また、商店街・市場が環境改善施設を撤去する場合は、撤去費用の一部を補助します。

共同施設	共同店舗、共同会館、福利厚生施設、共同駐車場、共同設備など
環境改善施設	アーケード、カラー舗装、街路灯など
防火関連設備	火災報知器、自動消火装置、炎感知システム、水圧開放装置付シャッターなど
省エネ型照明	LED照明、冷陰極管照明、セラミックメタルハイドランプ、無電極放電ランプ等

※施設の敷地となる土地の取得に要する経費、施設の維持管理に要する経費、各種許認可・設計管理に要する経費や消費税等、補助対象とならない経費があります。

## 補助の内容

事業名	対象者	補助対象事業及び交付基準
一般事業	中小企業団体 (商業、工業を問わない)	共同施設等の設置事業で、100万円以上の事業 【補助率】20% 【限度額】2,000万円
モデル商店街 支援事業	商店街・市場 (法人組合及び共同出資会社のみ)	市が支援して策定した計画に基づく共同施設等の設置事業で 1,000万円以上の事業、かつ市長が模範と認めたもの 【補助率】30% 【限度額】1億2,000万円
商店街防火関連 設備設置事業	商店街・市場 (任意組合含む)	消防法による設置義務はないものの、防火又は消火活動に有効な設備を自主的に設置する事業 【補助率】50% 【限度額】500万円 ※設備については、各消防署予防課への事前相談が必要です
木造市場防火 関連設備設置事業	木造市場 (出店者団体)	消防法による設置義務はないものの、防火又は消火活動に有効な設備を自主的に設置する事業 【補助率】50% 【限度額】設置店舗数×20万円 (最大500万円) ※設備については、各消防署予防課への事前相談が必要です
商店街省エネ型 照明設備設置事業	商店街・市場 (任意組合含む)	アーケード灯や街路灯などに省エネルギー型照明を導入する事業（光源のみの取替えも可）で、100万円以上の事業 【補助率】50% 【限度額】500万円
環境改善施設 撤去事業	商店街・市場 (任意組合含む)	環境改善のための施設の撤去事業で、100万円以上の事業 (まちづくりに係る計画等に基づくものに限る。) 【補助率】20% 【限度額】2,000万円

設備の設置・改修等を検討する際には、  
**必ず前もってご相談ください。**

<問合せ先>

北九州市 産業経済局 サービス産業政策課  
TEL: 582-2050 FAX: 591-2566

**工事等の契約・着工前** に、補助金交付の申請が必要となりますので  
**早めのご相談** を、お願いいたします。

